

企業の要件

埼玉アスリート就職サポートセンターに求人する企業・団体等は、次に掲げる要件を満たす者とする。

◎一般要件

- 1 埼玉県内に事業所を有する事業主であること。
- 2 健康保険及び厚生年金保険、雇用保険の適用事業主であること。
- 3 労働者災害補償保険の適用事業主であること。
- 4 暴力団関係事務所の事業主でないこと。
- 5 事業の目的が公序良俗に反し、公的支援を受ける者としてふさわしくない事業主でないこと。

◎個別要件

- 1 雇用したアスリートの競技活動を支援する意思のある事業主であること
※「支援」とは、労働条件上の優遇や経済的な負担等の直接的な支援に限ったものではなく、アスリートが競技活動を継続できるような配慮のある取組をいう。
- 2 対象選手の雇用は労働基準法（昭和22年法律第49号）に基づく、期間の定めのない正規雇用であること
- 3 対象選手を埼玉県内の事業所に雇い入れること。

◎職歴がある者を雇用する場合の要件

- 1 対象選手を雇用の開始日前5年以内に雇用していないこと。
- 2 対象選手の職歴（雇用の開始前5年以内に限る）にある事業主と資本的・経済的・組織的な関連性等からみて、密接な関係にない事業主であること。